

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

発簡日	平成 19 年 3 月 30 日
発簡番号	保医発第 0330004 号
発簡人	厚生労働省保険局医療課長 厚生労働省保険局歯科医療管理官
宛先	地方社会保険事務局長 殿 都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)長 殿

本文

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306008 号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成 19 年厚生労働省告示第 79 号)が公布され、平成 19 年 4 月 1 日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図りたい。

記

(別表)のⅡの 150 の次に次のように加える。

151 大動脈用ステントグラフト

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。

(2) 大動脈癌の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するステントグラフトであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)及び腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)の合計 2 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈癌の治療を目的に使用されるものであること。

イ 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

(2) 腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈癌の治療を目的に使用されるものであること。

イ 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)の留置を補助する目的で使用されるものであること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

- i ステントグラフトの延長部分
- ii コンバーター
- iii オクルーダー